

奨学金制度の問題点と

埼玉奨学金ネットの取組み

埼玉総合法律事務所 弁護士 鴨田 讓

1 はじめに

いま奨学金を巡る問題が社会問題にま
でなっています。奨学金といえは、経済
状態が芳しくない家庭の子どもであつて
も大学等の高等教育機関に進学できるよ
うにするため、自治体や大学などが資金
提供をしてくれるというもので、教育の
機会均等を実現するための制度です。

戦後、国立大学も私立大学も学費が高
騰し続け、2010年には初年度納付金
(入学科+年間授業料)が、国立大学で
約82万円、私立大学文系で約120万円、
理系で約150万円と非常に高額になつ
てしまいました。他方、1990年代後
半以降、日本の景気は低迷し、家計の収
入が年々減少していきました。

その結果、親の収入のみでは子どもの
学費を捻出することが困難となり、奨学

金利用者が増えていきました。奨学金を
実施している団体は、自治体、大学、財
団など様々なものがありますが、その中
でも利用者数、事業規模から見て圧倒的
多数を占めるのが「独立行政法人日本学
生支援機構」(旧日本育英会。以下「機構」
といいます。)の奨学金で、現在、大学
生のうちおよそ3人に1人が機構の奨学
金を利用してると言われています。以
下では、機構の奨学金を念頭において説
明します。

この機構の奨学金は大学卒業後に返済
することになっていますが、この返済を
巡り、機構が借り手の返済能力を無視し
た非常に厳しい取立てを行っていること
が最近になって分かりました。そこで、
このような機構の姿勢に警鐘を鳴らすべ
く、従来多重債務問題に取り組んできた
弁護士・司法書士が中心となって昨年3

月に「奨学金問題対策全国会議」を設立
しました。その後、埼玉県内でも同様に
法律家、教育関係者等が集まり、昨年9
月に「埼玉奨学金問題ネットワーク」(以
下「埼玉奨学金ネット」といいます。)を
発足させました(代表〓柴田武男聖学
院大学教授、事務局長〓鴨田)。

2 法律家から見た機構 の奨学金制度の問題点

(1) 法律家が取組み始めたきっかけ

「学費を無償に」、「奨学金は給付に」
という運動はかなり昔からあり、その運
動を担ってきたのは主に教育関係者でし
た。しかし、現在の機構が実質的に金融
業の側面も有していることが判明したこ
とから多重債務問題に取り組む法律家が
関心をもち、教育関係者との連携を図り
ながら取組みを始めたのです。

昨年2月には全国の弁護士会で「全国
一斉奨学金返済問題ホットライン」を実
施しました。その結果、約450件もの
深刻な相談が寄せられ、機構の奨学金制
度の問題点が明らかになってきました。

(2) 機構の奨学金の特色

機構の奨学金には貸与型奨学金しかな
く、給付型奨学金はありません。諸外国

では、貸与型のもは「ローン」と呼び、「奨学金」（＝グラント、スカラシップ）とは区別していますから、機構はローンしか実施してはいないと言えます。

また、機構の奨学金には第1種（無利子）と第2種（有利子）のものが存在します。当初例外とされていた有利子は年々その割合を増大させ、2012年度では、無利子・有利子＝3・7という割合にまでなっていました。有利子奨学金の利子は最大で年3%で、無利子、有利子いずれも延滞金は年10%です。延滞した後に返済した場合、返済金は延滞金、利息、元金の順に充当されます。従って、延滞金発生後、月々に少額を返済したとしても、それが延滞金の返済のみに充てられ、元金は一向に減らないという事態も発生しています。

(3) 機構の回収強化策

機構は、奨学金債権の回収を強化しており、2010年頃からはその傾向が顕著です。具体的には、奨学金の返済を延滞し始めると、延滞3ヶ月でブラックリストに登録し、延滞4ヶ月で、債権回収を民間の債権回収業者に業務委託、延滞9ヶ月になるとほぼ自動的に裁判所に支払督促の申立を行うという強硬な方

針をとっているようです。機構の支払督促（裁判所を使った督促）の件数は、2004年は約200件であったものが、2010年には約1万件となり、わずか7年間で50倍もの申立件数となっています。

また、この債権回収業者が借り手の職場にまで架電して督促するという貸金業法で禁止されたことを行っているという事例も確認されています。このことから私たちは、機構が「貸金業法の規制を受けない貸金業者」であると批判しています。

奨学金の延滞に関しては、巷では、「本当は返せるのに、返さないだけではないか？」という疑いの声も聞かれますが、延滞すれば10%の遅延損害金が発生し、ブラックリストにまで登録される現在の機構の奨学金制度のもとでは、返済しない場合のデメリットが非常に大きいため、あえて返済しない人が存在するとは考えにくいと思います。ですので、奨学金を返済していかない人は返済できない人と考えるのが自然でしょう。

(4) 機構の不十分な救済制度

奨学金の返済に困難を来した場合、機構には救済制度が複数存在しますが、い

ずれも適用の条件が厳しかったり、運用上の制約があったりと不十分なものであると言わざるを得ません。

例えば、申請により奨学金の返還期間を一定期間猶予する「返還期限の猶予」という制度がありますが、これは低収入（年収300万円以下）を理由とする場合は、最大で5年間しか認められず、猶予期間5年を使い切ると、それ以降は、無収入であろうとこの制度を使うことはできなくなります。

また、奨学金の返還の全部または一部を免除する「返還免除」という制度もありますが、これは本人が労働能力の大部分を喪失した場合などごく限定的な場面でのしか利用できず、延滞金が発生した場合にこれを減額または免除する「延滞金減免」の制度も、保証人が確実に返済できる場合など利用できる場面がかなり限られています。さらに、これらの救済制度を機構が奨学金利用者に十分に周知していない点も問題となっています。

(5) 自己破産すらできない！ 保証人の問題

機構の奨学金を利用する場合、保証人を付ける個人保証か月々の保証料を支払って保証機関が保証をする機関保証の

どちらかを選択することになっていきます。そして、個人保証を選択する場合には、連帯保証人1名、通常の保証人1名を付けることになっており、連帯保証人は親、保証人は親戚にしているケースが多いです。

個人保証を選択した人が返済困難になった場合、もし本人が自己破産をすれば、機構の請求が親や親戚へなされることになるため、自己破産を躊躇する人も多いです。上記のように、機構の制度内での救済制度が不十分であるのに、個人保証の場合には、法律で認められた経済的再起のための自己破産も事実上難しいということまで八方塞がりの状態に陥る人も少なくありません。

3 埼玉奨学金ネットの 取り組み

(1) シンポジウム

昨年9月28日、設立総会を兼ねて第1回目のシンポジウムを埼玉教育会館にて行いました。基調講演として子どもと若者の貧困問題について白鳥勲先生にお話頂き、貧困家庭において奨学金が果たす役割について多くの方と共通の認識が持てました。

(2) 研修会・勉強会の実施

県立高校の奨学金担当をしている方が埼玉奨学金ネットの会員になって頂いていることもあり、その県立高校の教員の研修会の時間を頂いて、高校の先生方を対象に奨学金問題についてお話することができました。「自分が生徒に勧めていた奨学金がこんなことになっていると知って衝撃を受けた」などの感想を頂きました。

高校教員の方々との対話の中で、機構に運用レベルで対応を要求したいことも見えてきました。それは、①全県の高校の奨学金担当者を集めての機構による奨学金説明会の実施（センター試験の説明と同じように）、②生徒・保護者から直接質問を受け付ける窓口（電話回線）の設置の2点であると現在のところ考えています。

埼玉奨学金ネットでは、無料で講師の派遣も行っておりますので、高校教員、あるいは、保護者を対象に奨学金問題の学習会・研修会を実施したいという方がいらっしゃればお気軽に埼玉奨学金ネットまでお問い合わせ下さい。

(3) 奨学金相談窓口の開設

埼玉奨学金ネットでは、奨学金の返済

に困った方を対象に、埼玉県内の弁護士・司法書士が無料で電話相談を実施しています。詳しくはホームページ（「埼玉奨学金問題ネットワーク」で検索して下さい。）をご覧ください。

(4) ご支援を宜しくお願ひします

埼玉奨学金ネットの会員は徐々に増え、現在（2014年2月末）41名の会員がいます。当ネットの会議は月に1度のペースで行っていますが、参加者の顔ぶれも当初に比べると多様になり、市議会議員、高校の先生、奨学金を借りて大学に通う子をもつ親など、会議に参加して下さるようになりました。

当然ですが、奨学金問題は第一義的には教育の問題ですので、学校の先生方、生徒・保護者などの当事者の方の協力が不可欠です。是非埼玉奨学金ネットの活動にご理解頂き、ご支援を頂ければと思います。宜しくお願ひします。